

益城町と民間企業等との協働に関する基本方針

(趣旨)

第1条 多様化する町民ニーズに対応し、町と民間企業等との協働による、復興まちづくりにつながるにぎわいづくり、公共サービスの充実に資する取組（以下「協働事業等」という。）を展開するための基本方針を定める。

(基本的な考え方)

第2条 多様化・細分化する町民のニーズに対応するためには、民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と町が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、町内のにぎわいづくり、公共サービスの充実や町が進める施策の効果的な展開を図ることが重要である。

また、社会的責任の一環として地域貢献活動や CSV（共通価値の創造）、SDGs（持続可能な開発目標）に取り組むたいと考える民間企業等も数多くあることから、町が協働を推進すべき政策分野や項目を提示することにより、民間企業等からの提案を募集し、町内における民間との協働を推進するものである。

(民間企業等の要件)

第3条 本協働事業等では、提案の主体性、実効性、事業の継続性等の観点から、対象を企業、学校法人、NPO、各種団体又は複数の企業や団体で組成されたコンソーシアム（共同体）とし、個人からの提案は受理しないほか、次の各号のいずれかの事項に該当する者の提案は受理しない。

- 1 法令等に違反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公序良俗に反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 3 政治活動を助長するおそれのあるもの
- 4 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- 5 その他協働の対象とすることが適当でないと認められるもの

(協働事業等で進める政策・分野)

第4条 町が民間企業等に対して協働を呼びかける取組については、企画財政課が、毎年度取りまとめて、町の政策分野ごとに区分し、別表にて公表するとともに、企画財政課及び各事業の所管課は民間企業等に積極的に働きかけを行うものとする。

また、民間企業等は、複数の政策分野における連携や、別表に記載のない分野・項目に関する取組についても、町に提案することができる。

なお、別表以外の項目を、町が提案募集する場合は、その都度、内容、提案の受付期間・方法を企画財政課と事業所管課の協議により定め、ホームページ等で別表とは別に公表する。

(協働事業等の進め方)

第5条 提案協働事業等の実施を希望する民間企業等は、その提案内容について、以下のとおり企画財政課に提出することとする。

(1) 提案受付

別添「益城町と民間企業等との協働に関する提案シート」により電子メール、FAX等で受け付ける。

(2) 提出先

益城町企画財政課「民間企業等との協働」担当

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町木山594

TEL: 096-286-3223 (直通)

FAX: 096-286-4523

E-mail: fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp

(3) 募集期間

提案募集の受付期間は通年とする。

なお、提案募集に期限を設定する場合は、募集期間を概ね1カ月以上確保するものとする。

2 提案の事業化

(1) 事業化等の推進

ア 事業化等の可否の判断

民間企業等からの提案は、復興本部会議での協議によって事業等の実施の可否について判断する。

イ 担当課の決定

民間企業等からの提案内容に即し、提案の窓口となる担当課を定めることとする。

複数の政策分野又は項目にわたる提案の場合は、企画財政課と関係課等

で協議を行い、担当課を決定する。

ウ 協働事業等の進捗状況の把握

担当課は、協同事業等の進捗状況等について企画財政課へ随時報告するものとする。

(2) 事業化等にあたっての留意点

協働事業等は提案する民間企業等が実施・協力主体となるものとする。

なお、原則、町の支出を伴わないものとし、新たな財政措置を伴う提案や町の資産活用に関する提案の具体化については、公平性を確保するため、他企業等が参入可能となるよう公募の実施について検討する等、所要の措置を講じることとする。

3 協定の締結

町および民間企業等は、必要に応じ、連携と協力に関する協定を締結することができる。

(公表・広報等)

第6条 町と民間企業等が協働で実施する事業については、事業化等した時点でその内容等を公表するとともに、町のホームページで事業内容のPRを行い、また、その他町の広報媒体を活用しながら町民等に対して広く周知を図る。